

第 9 期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月25日（火曜日）
午前10時

場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡
3階 ザ・グランド・ボールルーム

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する
業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

目次

第9期定時株主総会招集ご通知	1～2
[添付書類]	
事業報告	3～21
連結計算書類	22～30
計算書類	31～37
監査報告書	38～40
株主総会参考書類	41～61

証券コード 3166
2019年6月7日

株主各位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号



代表取締役社長 越智通広
社長執行役員

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第9期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

-
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ochiholdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は比較的高い水準で推移し、雇用・所得環境の改善傾向が続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米中貿易摩擦によるアジア新興国経済の減速や国内における深刻な人手不足など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

住宅関連業界におきましては、雇用・所得環境の改善や消費者マインドの持ち直しは持続しており、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は、前期比0.7%増の95万2千戸となりました。また、当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、前期比3.0%増となりました。

このような状況の中で、当社グループは、「耐震」「ゼロエネルギー住宅」「高齢者等への配慮住宅」に関連する商材の提案、リフォーム需要の取り込み、非住宅市場の開拓など、成長分野での販売強化を図るとともに、施工業者との連携を強め、工事力の強化に努めてまいりました。

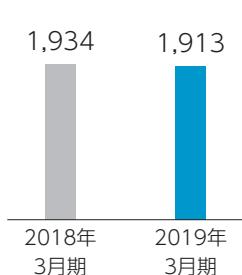
2018年5月には、四国地区で最大クラスの住宅用木材の加工能力を有する愛媛プレカット(株)(松山市)を新たに子会社化し、同地区における事業拡大を図りました。また、8月には、東北各県および東京に営業拠点を置き、主として業務用の冷凍冷蔵、空調、厨房機器をはじめ環境・省エネ機器等の販売および設置工事を行なう太陽産業(株)(仙台市)を新たに子会社化し、事業ポートフォリオの拡大および東日本地区における事業展開の強化を図りました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、104,671百万円(前期比10.1%増)となりました。利益面につきましては、人件費や物流費の増加などにより、営業利益は1,913百万円(前期比1.1%減)となりましたが、経常利益は2,130百万円(前期比3.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,384百万円(前期比1.6%増)となりました。

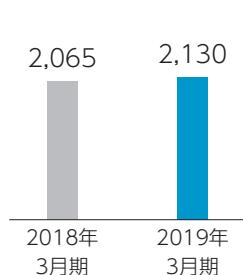
売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (単位：百万円)



## セグメント別の業績

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、2018年8月に太陽産業(株)の株式を取得したことに伴い、従来「生活事業」としていた報告セグメントの名称を「環境アメニティ事業」に変更しております。また、当連結会計年度の比較・分析は変更後の区分に基づいております。

「環境アメニティ事業」は、業務用や家庭用の空調機器、暖房機器をはじめとした快適環境を創造する商品を、主に国内のメーカー、代理店等から仕入れ、販売する事業であります。

## 建材事業

売上高 **71,825**百万円（前期比 3.0% [↑](#)） 営業利益 **1,563**百万円（前期比 3.7% [↑](#)）

九州および四国地区にて建材・住設機器の展示会「アイラブホームフェア」を開催し、新規需要の喚起やリフォーム需要の掘り起こしを図るとともに、ゼロエネルギー住宅や長期優良住宅の提案促進に注力してまいりました。また、2018年7月から9月には豪雨や大型台風等の自然災害により売上が減少しましたが、10月以降はその反動増も見られ、まずまずの事業環境となりました。

この結果、2018年2月に子会社化した(株)丸滝が寄与したこともあり、当事業の売上高は71,825百万円(前期比3.0%増)となりました。営業利益につきましても、1,563百万円(前期比3.7%増)となりました。

## 環境アメニティ事業

売上高 **12,148**百万円（前期比 66.0% [↑](#)） 営業利益 **58**百万円（前期比 △30.7% [↓](#)）

北海道、東北および関東地区を中心に営業活動を行なっている環境アメニティ事業においては、2018年8月に冷熱環境器材の専門商社である太陽産業(株)を新たに子会社化いたしました。商品別では、石油ストーブ、住設機器、DIY、家庭用品等の販売は防災関連を中心に好調に推移しましたが、季節家電の販売は一部商品の商流変更により減少となりました。

この結果、当事業の売上高につきましては、太陽産業(株)の子会社化が寄与し、12,148百万円(前期比66.0%増)となりました。しかしながら、営業利益につきましては、物流費や人件費の増加、M&A関連費用の発生などにより58百万円(前期比30.7%減)となりました。

## 加工事業

売上高 **15,898**百万円（前期比 21.1 % ) 営業利益 **607**百万円（前期比  $\triangle 4.0\%$  )

主力の戸建住宅に加えて、介護施設、保育所等の非住宅物件や賃貸住宅の受注に向けて営業を強化する一方で、住宅の完成まで請負う工事の受注にも注力してまいりました。また、2018年5月には、愛媛プレカット(株)を新たに子会社化いたしました。

この結果、当事業の売上高につきましては、建材事業と同様に10月以降は事業環境がやや好転したことに加え、愛媛プレカット(株)の子会社化が寄与し、15,898百万円(前期比21.1%増)となりました。しかしながら、営業利益につきましては、一部資材価格の上昇、製造や管理部門の人件費の増加、ヨドブレ(株)の新工場稼働に伴う減価償却費の増加などにより607百万円(前期比4.0%減)となりました。

## その他

売上高 **5,178**百万円（前期比  $\triangle 2.1\%$  ) 営業利益 **180**百万円（前期比  $\triangle 9.0\%$  )

DS TOKAI(株)、太平商工(株)の事業をそれぞれ報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に区分しております。

DS TOKAI(株)は建設業および介護関連事業を行ない、太平商工(株)は産業資材の販売を行っております。

当事業の売上高は、産業資材の販売において放射線機器の売上が減少したことなどから、5,178百万円(前期比2.1%減)となりました。営業利益につきましては、建設業において前期に比べ採算性の高い工事が少なかったことなどから、180百万円(前期比9.0%減)となりました。

---

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,906百万円であり、その主なものは、工場建屋の建設費およびプレカット加工機の取得費1,099百万円（ヨドプレ(株)、本社第2ビルの建設費365百万円（越智産業(株)、基幹システムの構築費260百万円（OCHIホールディングス(株)）であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、主として取引金融機関からの経常的な調達であり、重要な事項はありません。

## (4) 重要な企業再編等の状況

2018年4月2日付で越智産業(株)(連結子会社)が(株)タケモクの株式を、2018年5月10日付で当社が愛媛プレカット(株)の株式を、さらには、2018年8月10日付で当社が太陽産業(株)の株式を取得したことにより、各社を連結子会社といたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的に成長し企業価値の向上を図るため、「住生活に関するビジネスを基軸として、生活文化の向上と地球環境の保全に貢献します。」との経営理念のもと、住生活に関するビジネスを充実させるとともに、新しい分野へ事業ポートフォリオを拡大することで、「住生活と産業資材のトータルサプライヤー」を目指しております。

2020年3月期を初年度とする3か年の中期経営計画において、次の4項目を基本方針とし、同方針に基づく各種施策を推進することにより、持続的な成長および企業価値の向上を図ってまいります。

- ・高収益体質の確立
- ・M&Aによる事業ポートフォリオの拡大
- ・コーポレートガバナンスおよび内部管理の強化
- ・次世代を背負う人材の育成

<高収益体質の確立>

建材事業および加工事業（以下、住建分野と総称します。）におきましては、営業地域毎に両事業の連携を一層緊密なものとし、建材、住宅設備機器から構造材までの総合的な販売、非住宅市場の開拓、工事や施工付き販売等を推進してまいります。また、耐震、ゼロエネルギー住宅等の高機能商材の普及促進、リフォーム・リノベーション需要の掘り起こしに努めてまいります。

環境アメニティ事業およびその他事業（以下、非住建分野と総称します。）におきましては、既存の主力販売先との取引拡大に加えて、新規の商材や販路を開拓してまいります。また、東日本を中心に環境アメニティ事業を展開する2社の連携を強化してまいります。

一方、グループ会社および営業拠点の再編による管理部門の集約、ならびに、物流費をはじめとした販売費及び一般管理費の増加抑制により、高収益体質を確立してまいります。

<M&Aによる事業ポートフォリオの拡大>

これまで多くのM&Aを成功させてきた実績を踏まえて、今後とも積極的にM&Aにより事業ポートフォリオを拡大していく方針です。地域シェア向上に資する住建分野のM&Aを行なう一方で、住宅需要の変化に影響を受けにくい非住建分野のM&Aに注力してまいります。

<コーポレートガバナンスおよび内部管理の強化>

2019年6月に予定しております監査等委員会設置会社への移行に加え、持株会社の組織・機能の充実・強化等により、コーポレートガバナンスおよび内部管理を強化してまいります。

<次世代を背負う人材の育成>

女性活躍推進を含む多様な人材の登用、中堅社員の能力開発、働き方改革による労働生産性の向上等を推進してまいります。

中期経営計画における売上高営業利益率、自己資本当期純利益率(ROE)を含む数値目標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 連結財務目標   | 売 上 高   | 営 業 利 益                | 親会社株主に帰属する<br>当期純利益   |
|----------|---------|------------------------|-----------------------|
| 2022年3月期 | 120,000 | 2,550<br>営業利益率<br>2.1% | 1,750<br>ROE<br>10.0% |

## (6) 財産および損益の状況の推移

|                       | 第6期<br>(2016年3月期) | 第7期<br>(2017年3月期) | 第8期<br>(2018年3月期) | 第9期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年3月期) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (百万円)             | 84,525            | 90,952            | 95,028            | 104,671                        |
| 経常利益 (百万円)            | 1,594             | 2,090             | 2,065             | 2,130                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,153             | 1,380             | 1,361             | 1,384                          |
| 1株当たり当期純利益金額          | 86円36銭            | 103円40銭           | 102円17銭           | 104円94銭                        |
| 総資産額 (百万円)            | 42,933            | 45,984            | 47,367            | 53,555                         |
| 純資産額 (百万円)            | 11,427            | 12,735            | 13,777            | 14,409                         |
| 1株当たり純資産額             | 853円75銭           | 951円52銭           | 1,039円83銭         | 1,104円16銭                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、第7期より株式給付信託（B B T）を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第9期の期首から適用しており、第8期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金   | 当社の議決権比率     | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|---------|--------------|---------------|
|                     | 千円      | %            |               |
| 越 智 産 業 (株)         | 100,000 | 100          | 建材事業          |
| (株) ホ ー ム コ ア       | 14,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| (株) ト ー ソ ー         | 80,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| 丸 共 建 材 (株)         | 10,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| (株) ソ ー ケ ン         | 10,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| 坂 口 建 材 (株)         | 10,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| (株) 丸 滝             | 60,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| (株) タ ケ モ ク         | 10,000  | 100<br>(100) | 建材事業          |
| (株) ウ エ ス ト ハ ウ ザ ー | 30,000  | 50<br>(50)   | 建材事業          |
| (株) 松 井             | 30,000  | 100          | 環境アメニティ事業     |
| 太 陽 産 業 (株)         | 50,000  | 100          | 環境アメニティ事業     |
| 西日本フレーミング(株)        | 50,000  | 100          | 加工事業          |
| 西日本クラフト(株)          | 20,000  | 100          | 加工事業          |
| ヨ ド プ レ (株)         | 45,000  | 100          | 加工事業          |
| (株)西日本プレカットセンター     | 10,000  | 100<br>(100) | 加工事業          |
| 愛 媛 プ レ カ ッ ト (株)   | 10,000  | 100          | 加工事業          |

| 会 社 名             | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|-------------------|--------|----------|-----------------------|
|                   | 千円     | %        |                       |
| D S T O K A I (株) | 80,000 | 100      | その他<br>(建設業および介護関連事業) |
| 太 平 商 工 (株)       | 50,000 | 100      | その他<br>(産業資材の販売)      |

- (注) 1. ㈱ウエストハウザーの持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。  
2. 当社の議決権比率の( )内は内書きで、間接所有比率であります。  
3. 2018年4月2日付で越智産業㈱(連結子会社)が㈱タケモクの株式を、2018年5月10日付で当社が愛媛プレカット㈱の株式を、さらには、2018年8月10日付で当社が太陽産業㈱の株式を取得したことにより、各社を連結子会社といたしました。

上記に掲げた重要な子会社18社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会 社 名       | 住 所                    | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額   |
|-------------|------------------------|----------|-----------|
| 越 智 産 業 (株) | 福岡市中央区<br>那の津三丁目12番20号 | 3,332百万円 | 12,334百万円 |

## (8) 主要な事業内容

| 事 業 区 分   | 主 要 製 品 等                              |
|-----------|----------------------------------------|
| 建 材 事 業   | 各種合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器、太陽光パネル等 |
| 環境アメニティ事業 | 家庭用品、暖房器具、冷凍冷蔵機器、空調機器、厨房機器等            |
| 加 工 事 業   | 木造軸組工法プレカット、2×4(ツーバイフォー)工法プレカット等       |
| そ の 他     | 商業施設建設、高齢者向け介護関連サービス、産業資材の販売等          |

(9) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

| 名 | 称 | 所                  | 在 | 地 |
|---|---|--------------------|---|---|
| 本 | 社 | 福岡市中央区那の津三丁目12番20号 |   |   |

② 子会社の主要な事業所

| 名                 | 称     | 所 | 在  | 地    |
|-------------------|-------|---|----|------|
| 越智産業(株)           | ホームコア | 福 | 岡  | 市    |
| (株) トーソン          |       | 北 | 九州 | 市    |
| (株) 丸共建材          |       | 熊 | 本  | 上益城郡 |
| (株) ソーケン          |       | 島 | 根  | 益田市  |
| 坂口建材(株)           |       | 鹿 | 児  | 島    |
| (株) 丸             |       | 佐 | 賀  | 佐賀市  |
| (株) タケモク          |       | 長 | 野  | 駒ヶ根市 |
| (株) ウエストハウザー      |       | 大 | 分  | 竹田市  |
| (株) 松井            |       | 広 |    | 島    |
| 太陽産業(株)           |       | 札 |    | 幌    |
| 西日本フレーミング(株)      |       | 仙 |    | 台    |
| 西日本クラフト(株)        |       | 福 | 岡  | 飯塚市  |
| ヨドプレ(株)           |       | 佐 | 賀  | 三養基郡 |
| (株) 西日本プレカットセンター  |       | 兵 | 庫  | 加西市  |
| 愛媛プレカット(株)        |       | 広 | 島  | 尾道市  |
| D S T O K A I (株) |       | 愛 | 媛  | 松山市  |
| 太平商工(株)           |       | 岐 | 阜  | 可児市  |
|                   |       | 東 | 京  | 都港区  |

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員

| 従業員数    | 前期末比増減  |
|---------|---------|
| 1,258 名 | 増 171 名 |

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者(2名)を除く就業人員であります。

### ② 当社の従業員

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|--------|
| 13 名 | 増 6 名  | 54.0 歳 | 9.8 年  |

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。

2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業(株)における勤続年数を通算しております。

## (11) 主要な借入先および借入額

### ① 企業集団の主要な借入先および借入額

| 借入先          | 借入残高 |
|--------------|------|
| (株) 福岡銀行     | 819  |
| (株) みずほ銀行    | 813  |
| (株) 肥後銀行     | 648  |
| (株) 伊予銀行     | 548  |
| (株) 西日本シティ銀行 | 546  |

### ② 当社の主要な借入先および借入額

| 借入先       | 借入残高  |
|-----------|-------|
| (株) 松井    | 1,152 |
| 越智産業(株)   | 500   |
| (株) 肥後銀行  | 460   |
| (株) 福岡銀行  | 425   |
| (株) みずほ銀行 | 425   |

(注) (株)松井および越智産業(株)は、連結子会社であります。

## 2 会社の株式に関する事項

|              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 36,000,000株                      |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 13,137,122株<br>(自己株式473,848株を除く) |
| (3) 単元株式数    | 100株                                  |
| (4) 株主数      | 6,158名                                |
| (5) 大株主      |                                       |

| 株主名               | 持株数   | 持株比率 |
|-------------------|-------|------|
|                   | 千株    | %    |
| 越智八千代             | 2,667 | 20.3 |
| 越智通広              | 1,371 | 10.4 |
| オチワークサービス(株)      | 1,105 | 8.4  |
| SMB建材(株)          | 491   | 3.7  |
| 伊藤忠建材(株)          | 423   | 3.2  |
| 住友林業(株)           | 414   | 3.2  |
| 吉野石膏(株)           | 300   | 2.3  |
| OCHIホールディングス社員持株会 | 257   | 2.0  |
| 永大産業(株)           | 211   | 1.6  |
| (株)福岡銀行           | 209   | 1.6  |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託（B B T）の信託財産として信託が所有する当社株式116,100株は含まれておりません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担 当             | 重要な兼職の状況               |
|-----------|-----------|-----------------|------------------------|
| 代表取締役社長   | 越 智 通 広   | 社長 執行役員         | 越智産業(株) 代表取締役社長        |
| 取 締 役     | 越 智 通 信   | 執行役員木材・建材部長     |                        |
| 取 締 役     | 萩 尾 一 寿   | 執行役員リスクマネジメント部長 |                        |
| 取 締 役     | 酒 匂 利 夫   | 執行役員人事部長        |                        |
| 取 締 役     | 古 川 和 広   | 執行役員総務部長        | DS TOKAI(株) 代表取締役社長    |
| 取 締 役     | 種 子 田 俊 郎 | 執行役員環境アメニティ事業部長 |                        |
| 取 締 役     | 土 生 清 文   | 執行役員経営企画部長      |                        |
| 取 締 役     | 渡 部 日 出 雄 | 執行役員産業資材部長      | 太平商工(株) 代表取締役社長        |
| 取 締 役     | 奥 野 正 寛   |                 | 江藤中小企業診断士事務所 所長        |
| 取 締 役     | 山 本 智 子   |                 | 山本&パートナーズ法律事務所<br>共同代表 |
| 常 勤 監 査 役 | 松 本 英 治   |                 |                        |
| 常 勤 監 査 役 | 藤 田 信 一 郎 |                 |                        |
| 監 査 役     | 久 留 和 夫   |                 | 久留公認会計士事務所 所長          |

- (注) 1. 山本智子氏は、2018年6月27日開催の第8期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。  
 2. 松岡祐作氏は、2018年6月27日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。  
 3. 松本英治および藤田信一郎の両氏は、2018年6月27日開催の第8期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。  
 4. 石倉正行、関正秀および吉田泰彦の各氏は、2018年6月27日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任いたしました。  
 5. 取締役奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 6. 監査役松本英治および久留和夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 7. 監査役久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 8. 取締役奥野正寛、江藤洋、山本智子、監査役松本英治および久留和夫の各氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該規定に基づく責任の限度額は、社外取締役および社外監査役ともに法令に定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 額        |
|--------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>(4名) | 66百万円<br>(5百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6名<br>(4名)  | 19百万円<br>(11百万円) |
| 計                  | 18名         | 86百万円            |

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額10百万円を含めております。  
 2. 上記支給のほか、2016年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した社外監査役1名に対し0百万円支給しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係 (2019年3月31日現在)

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況           | 関 係 |
|-----------|---------|---------------------|-----|
| 社 外 取 締 役 | 江 藤 洋   | 江藤中小企業診断士事務所 所長     | —   |
| 社 外 取 締 役 | 山 本 智 子 | 山本&パートナーズ法律事務所 共同代表 | —   |
| 社 外 監 査 役 | 久 留 和 夫 | 久留公認会計士事務所 所長       | —   |

- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係  
 該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

| 区 | 分 | 氏 | 名    | 主な活動状況                                                                                                                                                             |
|---|---|---|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 | 締 | 役 | 奥野正寛 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、住宅関連業界で培った高い専門知識と豊富な経験を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。                                                                           |
| 取 | 締 | 役 | 江藤洋  | 当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、中小企業診断士として、経営戦略の立案等のコンサルティング業務に長年、従事してきた経験から、企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。                                     |
| 取 | 締 | 役 | 山本智子 | 2018年6月27日に就任後開催された取締役会13回のうち12回に出席し、弁護士として、企業法務、M&Aに精通しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。                                                                      |
| 監 | 査 | 役 | 松本英治 | 2018年6月27日に就任後開催された取締役会13回全てに出席し、金融および会社経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、必要に応じて、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また就任後開催された監査役会11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。 |
| 監 | 査 | 役 | 久留和夫 | 当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、公認会計士として、財務および会計における高い専門性を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。            |

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 内 容                            | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 40百万円 |
| 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外（非監査業務）である合意された手続業務についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、取締役の職務執行が法令および定款に適合するための体制ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備することを目的として、2010年10月1日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、2015年4月22日および2016年7月25日開催の取締役会にて改定いたしました。

内部統制システム構築の基本方針の概要、および、当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・独立社外取締役を2名以上選任し、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
  - ・経営理念、企業理念、行動理念、および、倫理基準を制定し、企業倫理の確立を図ります。
  - ・コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底に努めます。
  - ・内部通報制度を導入するとともに、法令・定款等の違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、適切に対応します。
  - ・社長直轄の内部監査室を設置します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録その他の重要な情報については、法令および文書管理規則その他の社内規程に基づき、適切に作成、保存または廃棄します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理の統括およびコンプライアンスの推進のため、リスクマネジメント部を設置します。
  - ・リスクマネジメント基本規則を制定し、潜在的なリスクを未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、当該規則に従い迅速かつ適切に対応します。
  - ・組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対する管理状況の把握や未然防止に関する指導・監督を行ないます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ・取締役会は、法令および取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を社長、その他の業務執行取締役および執行役員に委任します。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ会社管理規則を制定し、当該規則に基づき、重要な承認事項については子会社から当社へ所定の承認を求めることとし、また、重要な報告事項については子会社を所管する各事業部から当社の取締役会等に報告することとします。

- ・ リスクマネジメント基本規則に基づき、リスクマネジメント部およびリスクマネジメント委員会が、当社グループにおけるリスクを総括的に管理します。
  - ・ 子会社を所管する各事業部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行ないます。
  - ・ 当社の倫理基準および内部通報制度を子会社に共通して適用します。
- ⑥ 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・ 監査役監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査役の指示権を明確にするとともに、当社グループ内からの監査役への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請求・支払に応じます。
  - ・ 監査役に報告を行なった者に対して不利な取扱いを行なわないものとします。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行ないます。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- ・ 反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当請求等がなされた場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。
  - ・ 反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携します。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ リスクマネジメント部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導や啓蒙活動を実施しております。
  - ・ 当社グループの全ての役員および使用人に「OCHIグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」および顧問弁護士の窓口を明記し、周知徹底を図っております。
  - ・ 人事部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組込み、実施しております。また、重要な子会社の所長会議などで、担当取締役からコンプライアンスに関する注意喚起を行なっております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令および文書管理規則に従い、適切に保管および管理を行なっております。

- 
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・月1回、リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。なお、議事要旨については、取締役会および経営会議で担当取締役から報告されております。
  - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
    - ・業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。
  - ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
    - ・当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。
    - ・社長直轄の内部監査室が年間計画に従って、重要な子会社に対し内部監査を実施しております。
  - ⑥ 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
    - ・社外監査役を含む全ての監査役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行っております。
    - ・常勤監査役は、内部監査の報告書を閲覧するとともに、四半期に1回、内部監査室長との意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を確保しております。
    - ・常勤監査役は、内部通報の内容および対応状況等について必要な報告を受けております。
  - ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
    - ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社および子会社に関連の諸規定を整備させ、また、当社および重要な子会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制（全社統制、業務処理統制、IT全般統制）の整備、運用および評価を継続的に実施しております。
  - ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
    - ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。
    - ・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値の向上を図る観点から、M&A等の成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の積上げと、株主の皆様への利益還元への拡充とのバランスを考慮した資本政策を行ないます。

なお、当社は、安定的な配当の維持に努めることに加えて、連結業績を加味した配当を行なうことを基本方針とし、連結配当性向については、15%程度を下限とし、30%以上を目指すものとします。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

また、次期の配当につきましては、2019年5月8日開催の取締役会において、配当方針の変更の決議を行ない、連結配当性向の下限を20%程度に引き上げております。

| 決 議                   | 配当金の<br>総 額 | 1 株 当 た り<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      | 配当性向  |
|-----------------------|-------------|--------------------|------------|------------|-------|
| 2018年11月5日<br>取 締 役 会 | 160百万円      | 12円00銭             | 2018年9月30日 | 2018年12月6日 | 22.9% |
| 2019年5月28日<br>取 締 役 会 | 157百万円      | 12円00銭             | 2019年3月31日 | 2019年6月10日 |       |

- (注) 1. 2018年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2019年5月28日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |  | 金 額           | 負 債 の 部                  |  | 金 額           |
|----------------|--|---------------|--------------------------|--|---------------|
| 科 目            |  |               | 科 目                      |  |               |
| <b>流 動 資 産</b> |  | <b>34,116</b> | <b>流 動 負 債</b>           |  | <b>33,627</b> |
| 現金及び預金         |  | 6,912         | 支払手形及び買掛金                |  | 14,810        |
| 受取手形及び売掛金      |  | 20,896        | 電子記録債務                   |  | 13,576        |
| 電子記録債権         |  | 1,782         | 短期借入金                    |  | 2,778         |
| 商 品            |  | 3,266         | リ ー ス 債 務                |  | 17            |
| 未成工事支出金        |  | 677           | 未払法人税等                   |  | 425           |
| そ の 他          |  | 618           | 未払消費税等                   |  | 142           |
| 貸倒引当金          |  | △37           | 賞与引当金                    |  | 521           |
| <b>固 定 資 産</b> |  | <b>19,438</b> | そ の 他                    |  | 1,354         |
| 有形固定資産         |  | 12,350        | <b>固 定 負 債</b>           |  | <b>5,517</b>  |
| 建物及び構築物        |  | 3,773         | 社 債                      |  | 100           |
| 機械装置及び運搬具      |  | 1,138         | 長期借入金                    |  | 3,510         |
| 土 地            |  | 7,311         | リ ー ス 債 務                |  | 38            |
| リ ー ス 資 産      |  | 43            | 繰延税金負債                   |  | 709           |
| 建設仮勘定          |  | 1             | 役員退職慰労引当金                |  | 179           |
| そ の 他          |  | 81            | 役員株式給付引当金                |  | 36            |
| 無形固定資産         |  | 1,229         | 退職給付に係る負債                |  | 426           |
| の れ ん          |  | 647           | そ の 他                    |  | 516           |
| リ ー ス 資 産      |  | 8             | <b>負 債 合 計</b>           |  | <b>39,145</b> |
| そ の 他          |  | 573           | <b>純 資 産 の 部</b>         |  |               |
| 投資その他の資産       |  | 5,858         | <b>株 主 資 本</b>           |  | <b>14,028</b> |
| 投資有価証券         |  | 1,557         | 資 本 金                    |  | 400           |
| 繰延税金資産         |  | 138           | 資 本 剰 余 金                |  | 997           |
| 退職給付に係る資産      |  | 199           | 利 益 剰 余 金                |  | 13,210        |
| 差入保証金          |  | 1,011         | 自 己 株 式                  |  | △579          |
| 投資不動産          |  | 2,895         | <b>その他の包括利益累計額</b>       |  | <b>348</b>    |
| そ の 他          |  | 97            | その他有価証券評価差額金             |  | 379           |
| 貸倒引当金          |  | △41           | 退職給付に係る調整累計額             |  | △31           |
|                |  |               | <b>非支配株主持分</b>           |  | <b>32</b>     |
| <b>資 産 合 計</b> |  | <b>53,555</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         |  | <b>14,409</b> |
|                |  |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> |  | <b>53,555</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科   | 目     | 金   | 額       |
|-----|-------|-----|---------|
| 売上  | 高価    |     | 104,671 |
| 売上  | 利益    |     | 92,040  |
| 販売費 | 一般管理費 |     | 12,631  |
| 営業  | 利益    |     | 10,717  |
| 営業  | 利益    |     | 1,913   |
| 受取  | 利息    | 10  |         |
| 受取  | 当     | 42  |         |
| 仕入  | 割     | 167 |         |
| 不陽  | 貸     | 170 |         |
| 受雑  | 電     | 74  |         |
| 受雑  | 費     | 11  |         |
| 営業  | 収入    | 122 | 599     |
| 支   | 利     | 31  |         |
| 不   | 割     | 234 |         |
| 雑   | 貸     | 49  |         |
| 経   | 損     | 67  |         |
| 特   | 利     |     | 382     |
| 特   | 益     |     | 2,130   |
| 固   | 資     | 35  |         |
| 投   | 有     | 15  |         |
| 関   | 価     | 8   |         |
| そ   | 社     | 4   | 65      |
| 特   | 別     |     |         |
| 固   | 損     | 2   |         |
| 固   | 資     | 7   |         |
| 減   | 産     | 1   |         |
| そ   | の     | 0   |         |
| 税   | 前     |     | 12      |
| 法   | 当     |     | 2,182   |
| 法   | 期     | 852 |         |
| 当   | 純     | △56 |         |
| 期   | 利     |     | 795     |
| 非   | 益     |     | 1,387   |
| 支   | 額     |     | 3       |
| 配   | 額     |     | 1,384   |
| 株   | 額     |     |         |
| 主   | 額     |     |         |
| に   | 額     |     |         |
| 帰   | 額     |     |         |
| 属   | 額     |     |         |
| す   | 額     |     |         |
| る   | 額     |     |         |
| 当   | 額     |     |         |
| 期   | 額     |     |         |
| 純   | 額     |     |         |
| 利   | 額     |     |         |
| 益   | 額     |     |         |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |         | 株主資本合計 |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 |        |
| 2018年4月1日残高                   | 400     | 997       | 12,119    | △353    |         | 13,164 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |         |        |
| 剰余金の配当                        | —       | —         | △293      | —       |         | △293   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               | —       | —         | 1,384     | —       |         | 1,384  |
| 自己株式の取得                       | —       | —         | —         | △226    |         | △226   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | —       | —         | —         | —       |         | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 1,090     | △226    |         | 864    |
| 2019年3月31日残高                  | 400     | 997       | 13,210    | △579    |         | 14,028 |

(単位：百万円)

|                               | その他の包括利益累計額      |                  |                   |  | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|------------------|-------------------|--|---------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |  |         |        |
| 2018年4月1日残高                   | 614              | △30              | 583               |  | 29      | 13,777 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                  |                   |  |         |        |
| 剰余金の配当                        | —                | —                | —                 |  | —       | △293   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               | —                | —                | —                 |  | —       | 1,384  |
| 自己株式の取得                       | —                | —                | —                 |  | —       | △226   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △234             | △0               | △234              |  | 3       | △231   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △234             | △0               | △234              |  | 3       | 632    |
| 2019年3月31日残高                  | 379              | △31              | 348               |  | 32      | 14,409 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
 

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

|          |             |                 |             |
|----------|-------------|-----------------|-------------|
| 越智産業(株)  | 坂口建材(株)     | 太陽産業(株)         | 愛媛プレカット(株)  |
| (株)ホームコア | (株)丸滝       | 西日本フレーミング(株)    | DS TOKAI(株) |
| (株)トソー   | (株)タケモク     | 西日本クラフト(株)      | 太平商工(株)     |
| 丸共建材(株)  | (株)ウエストハウザー | ヨドブレ(株)         |             |
| (株)ソーケン  | (株)松井       | (株)西日本プレカットセンター |             |

当連結会計年度において、越智産業(株)(連結子会社)が(株)タケモクの株式を取得したため、同社を新たに連結の範囲に含めております。また、当社が愛媛プレカット(株)および太陽産業(株)の株式を取得したため、各社を新たに連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
 

関連会社がないため、該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 

連結子会社のうち、(株)タケモクの決算日は12月31日であります。また、(株)丸滝およびDS TOKAI(株)の決算日は2月28日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
    - ① 有価証券
 

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法
    - ② たな卸資産
 

通常の販売目的で保有するたな卸資産

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

      - a 商品……………主として移動平均法による原価法
      - b 未成工事支出金……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………主として定率法  
(リース資産を除く) 主な耐用年数  
建物及び構築物 3～50年  
機械装置及び運搬具 2～20年
- ② 無形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引  
に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ 投資不動産……………主として定率法  
主な耐用年数 4～50年

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
  - a 一般債権……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。
  - b 貸倒懸念債権および破産更生債権等……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理方法
  - a 退職給付に係る負債の計上基準  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。
  - b 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - c 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。

- ② 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
5. のれんの償却に関する事項  
のれんについては、その効果のおよぶ期間（5～10年）にわたり均等償却しております。

#### (表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則および会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「太陽光売電収入」(前連結会計年度34百万円)については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より、独立掲記しております。

#### (追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、当社取締役および執行役員（以下、「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(B B T)」(以下、本制度という。)を導入しております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

取締役等に対し給付する当社株式等については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)」に準じて会計処理を行っております。

##### (2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は119百万円、株式数は116,100株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                                                                                                                       |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                                     | 6,831百万円 |
| 投資不動産の減価償却累計額                                                                                                         | 703百万円   |
| 2. 受取手形割引高                                                                                                            | 6百万円     |
| 受取手形裏書譲渡高                                                                                                             | 60百万円    |
| 電子記録債権割引高                                                                                                             | 46百万円    |
| 3. 連結会計年度末日満期手形                                                                                                       |          |
| 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。 |          |
| 受取手形                                                                                                                  | 606百万円   |
| 電子記録債権                                                                                                                | 66百万円    |
| 支払手形                                                                                                                  | 743百万円   |
| 電子記録債務                                                                                                                | 1,372百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数  
普通株式 13,610,970株
- 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

| 決 議                | 株式の<br>種 類 | 配当金の<br>総 額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|--------------------|------------|-------------|----------------|------------|------------|
| 2018年5月23日<br>取締役会 | 普通株式       | 133百万円      | 10円00銭         | 2018年3月31日 | 2018年6月11日 |
| 2018年11月5日<br>取締役会 | 普通株式       | 160百万円      | 12円00銭         | 2018年9月30日 | 2018年12月6日 |

- (注) 1. 2018年5月23日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2018年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                | 株式の<br>種 類 | 配当金の<br>総 額 | 配当金<br>の原資 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日          | 効力発生日          |
|--------------------|------------|-------------|------------|----------------|----------------|----------------|
| 2019年5月28日<br>取締役会 | 普通株式       | 157百万円      | 利益剰余金      | 12円00銭         | 2019年<br>3月31日 | 2019年<br>6月10日 |

- (注) 2019年5月28日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

**(金融商品に関する注記)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金およびM&A資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定（主として5年）を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴うデリバティブは行なわない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額   |
|---------------|------------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金    | 6,912百万円   | 6,912百万円  | —     |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 20,896百万円  | 20,896百万円 | —     |
| (3) 電子記録債権    | 1,782百万円   | 1,782百万円  | —     |
| (4) 投資有価証券    |            |           |       |
| その他有価証券       | 1,474百万円   | 1,474百万円  | —     |
| 資 産 計         | 31,065百万円  | 31,065百万円 | —     |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 14,810百万円  | 14,810百万円 | —     |
| (2) 電子記録債務    | 13,576百万円  | 13,576百万円 | —     |
| (3) 短期借入金     | 2,778百万円   | 2,779百万円  | 0百万円  |
| (4) 長期借入金     | 3,510百万円   | 3,531百万円  | 21百万円 |
| 負 債 計         | 34,676百万円  | 34,698百万円 | 21百万円 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 短期借入金  
短期借入金のうち一年以内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (4) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額83百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等（土地を含む。）を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額

当連結会計年度末の時価

3,480百万円

4,167百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,104円16銭
  2. 1株当たり当期純利益金額 104円94銭
- (注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。  
当連結会計年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,100株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、116,100株であります。

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |               | 負 債 の 部                  |               |
|----------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目            | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>762</b>    | <b>流 動 負 債</b>           | <b>3,379</b>  |
| 現金及び預金         | 70            | 関係会社短期借入金                | 2,402         |
| 前払費用           | 3             | 短期借入金                    | 100           |
| 関係会社短期貸付金      | 510           | 一年内返済予定長期借入金             | 720           |
| 未収還付法人税等       | 165           | 未払金                      | 130           |
| その他の           | 13            | 未払費用                     | 3             |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>11,572</b> | 未払法人税等                   | 3             |
| 有形固定資産         | 2             | 預り金                      | 3             |
| 器具及び備品         | 2             | 賞与引当金                    | 17            |
| 無形固定資産         | 267           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>2,212</b>  |
| ソフトウェア         | 7             | 長期借入金                    | 2,135         |
| ソフトウェア仮勘定      | 260           | 役員株式給付引当金                | 36            |
| 投資その他の資産       | 11,301        | 退職給付引当金                  | 0             |
| 投資有価証券         | 78            | その他の                     | 40            |
| 関係会社株式         | 11,125        | <b>負 債 合 計</b>           | <b>5,592</b>  |
| 長期前払費用         | 0             | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 繰延税金資産         | 30            | <b>株 主 資 本</b>           | <b>6,743</b>  |
| 投資不動産          | 62            | 資本金                      | 400           |
| その他の           | 4             | 資本剰余金                    | 4,311         |
|                |               | その他資本剰余金                 | 4,311         |
|                |               | 利益剰余金                    | 2,618         |
|                |               | 利益準備金                    | 100           |
|                |               | その他利益剰余金                 | 2,518         |
|                |               | 繰越利益剰余金                  | 2,518         |
|                |               | 自己株式                     | △585          |
|                |               | <b>評価・換算差額等</b>          | <b>△1</b>     |
|                |               | その他有価証券評価差額金             | △1            |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>12,334</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>6,742</b>  |
|                |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>12,334</b> |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 | 目 | 金   | 額     |
|---|---|-----|-------|
| 営 | 業 | 収   | 益     |
| 経 | 営 | 指   | 導     |
| 受 | 取 | 配   | 当     |
|   |   | 料   | 金     |
|   |   | 516 |       |
|   |   | 806 | 1,322 |
| 営 | 業 | 費   | 用     |
| 営 | 業 | 利   | 益     |
| 営 | 業 | 外   | 収     |
| 受 | 取 | 利   | 息     |
| 受 | 取 | 配   | 当     |
| 不 | 動 | 産   | 賃     |
| 雑 |   | 貸   | 貸     |
|   |   | 収   | 入     |
|   |   | 0   | 8     |
| 営 | 業 | 外   | 費     |
| 支 | 払 | 利   | 息     |
| 不 | 動 | 産   | 賃     |
| 雑 |   | 損   | 失     |
| 経 | 常 | 利   | 益     |
|   |   | 0   | 23    |
|   |   |     | 791   |
| 特 | 別 | 利   | 益     |
| 投 | 資 | 有   | 価     |
| 税 | 引 | 前   | 当     |
| 法 | 人 | 税   | 等     |
| 法 | 人 | 税   | 等     |
| 当 | 期 | 純   | 利     |
|   |   | 1   | 1     |
|   |   |     | 792   |
|   |   | 2   |       |
|   |   | 0   | 3     |
|   |   |     | 789   |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |                    | 資 本              |       |       |                                 |
|-----------------------------|---------|--------------------|------------------|-------|-------|---------------------------------|
|                             | 資 本 金   | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 準 備 | 利 益 金 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金 |
| 2018年4月1日残高                 | 400     | 4,311              | 4,311            | 100   | 2,022 | 2,122                           |
| 事業年度中の変動額                   |         |                    |                  |       |       |                                 |
| 剰余金の配当                      | —       | —                  | —                | —     | △293  | △293                            |
| 当期純利益                       | —       | —                  | —                | —     | 789   | 789                             |
| 自己株式の取得                     | —       | —                  | —                | —     | —     | —                               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | —       | —                  | —                | —     | —     | —                               |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —                  | —                | —     | 495   | 495                             |
| 2019年3月31日残高                | 400     | 4,311              | 4,311            | 100   | 2,518 | 2,618                           |

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |             | 評価・換算差額等         |                  | 純 資 産 計 |
|-----------------------------|---------|-------------|------------------|------------------|---------|
|                             | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等 合 計 |         |
| 2018年4月1日残高                 | △359    | 6,473       | 1                | 1                | 6,475   |
| 事業年度中の変動額                   |         |             |                  |                  |         |
| 剰余金の配当                      | —       | △293        | —                | —                | △293    |
| 当期純利益                       | —       | 789         | —                | —                | 789     |
| 自己株式の取得                     | △226    | △226        | —                | —                | △226    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | —       | —           | △3               | △3               | △3      |
| 事業年度中の変動額合計                 | △226    | 269         | △3               | △3               | 266     |
| 2019年3月31日残高                | △585    | 6,743       | △1               | △1               | 6,742   |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産……………定率法  
(リース資産を除く) 主な耐用年数  
器具及び備品 2～5年
  - (2) 無形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 投資不動産……………定率法  
主な耐用年数 30年
3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (2) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

### (表示方法の変更)

(貸借対照表)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則および会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

### (追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

詳細は「連結計算書類 連結注記表 (追加情報)」に記載のとおりであります。

**(貸借対照表に関する注記)**

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額      | 4百万円     |
| 投資不動産の減価償却累計額          | 16百万円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 |          |
| 短期金銭債権                 | 512百万円   |
| 短期金銭債務                 | 2,404百万円 |

**(損益計算書に関する注記)**

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引   |          |
| 営業取引による取引高 |          |
| 営業収益       | 1,322百万円 |
| 営業費用       | 1百万円     |
| 営業取引以外の取引高 | 12百万円    |

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の種類および株式数 |          |
| 普通株式                    | 589,948株 |

(注) 当事業年度末の自己株式は、株式給付信託（B B T）の信託財産として信託が所有する当社株式116,100株が含まれておりません。

**(税効果会計に関する注記)**

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳 |        |
| 繰延税金資産              |        |
| 賞与引当金               | 5百万円   |
| 減価償却超過額             | 15百万円  |
| 役員株式給付引当金           | 11百万円  |
| その他                 | 17百万円  |
| 繰延税金資産小計            | 49百万円  |
| 評価性引当額              | △17百万円 |
| 繰延税金資産合計            | 31百万円  |
| 繰延税金負債              |        |
| その他                 | △0百万円  |
| 繰延税金負債合計            | △0百万円  |
| 繰延税金資産純額            | 30百万円  |

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                              | 取引の内容              | 取引金額  | 科目            | 期末残高  |
|-----|----------|----------------|--------------------------------------------------------|--------------------|-------|---------------|-------|
| 子会社 | 越智産業(株)  | 所有直接<br>100%   | 経営指導業務の受託<br>資金の貸付<br>資金の借入<br>資金の回収<br>利息の受取<br>資金の借入 | 経営指導業務の受託<br>(注) 1 | 357   | —             | —     |
|     |          |                |                                                        | 資金の貸付              | 300   |               |       |
|     |          |                |                                                        | 資金の回収              | 500   | 関係会社<br>短期貸付金 | —     |
|     |          |                |                                                        | 利息の受取<br>(注) 2     | 0     |               |       |
|     |          |                |                                                        | 資金の借入              | 1,500 |               |       |
|     |          |                |                                                        | 資金の返済              | 1,000 | 関係会社<br>短期借入金 | 500   |
|     |          |                |                                                        | 利息の支払<br>(注) 2     | 1     |               |       |
| 子会社 | (株) トーソー | 所有間接<br>100%   | 資金の借入<br>役員兼任                                          | 利息の支払<br>(注) 2     | 1     | 関係会社<br>短期借入金 | 400   |
| 子会社 | 丸共建材(株)  | 所有間接<br>100%   | 資金の貸付<br>役員兼任                                          | 利息の受取<br>(注) 2     | 0     | 関係会社<br>短期貸付金 | 160   |
| 子会社 | (株) 松井   | 所有直接<br>100%   | 資金の借入<br>役員兼任                                          | 資金の借入              | 100   |               |       |
|     |          |                |                                                        | 資金の返済              | 338   | 関係会社<br>短期借入金 | 1,152 |
|     |          |                |                                                        | 利息の支払<br>(注) 2     | 6     |               |       |
| 子会社 | ヨドプレ(株)  | 所有直接<br>100%   | 資金の貸付<br>役員兼任                                          | 資金の貸付              | 400   |               |       |
|     |          |                |                                                        | 資金の回収              | 50    | 関係会社<br>短期貸付金 | 350   |
|     |          |                |                                                        | 利息の受取<br>(注) 2     | 0     |               |       |

| 属性  | 会社等の名称      | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容                      | 取引金額     | 科目            | 期末残高 |
|-----|-------------|----------------|----------------|----------------------------|----------|---------------|------|
| 子会社 | DS TOKAI(株) | 所有直接<br>100%   | 資金の貸付<br>役員の兼任 | 資金の貸付・回収<br>利息の受取<br>(注) 2 | 260<br>0 | 関係会社<br>短期貸付金 | —    |

- (注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。  
 2. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。  
 3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額 517円79銭  
 2. 1株当たり当期純利益金額 59円84銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,100株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、116,100株であります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

○ＣＨＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芳野博之<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飛田貴史<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ＣＨＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

○ＣＨＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 芳野博之<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの、第9期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

○CH Iホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 松本英治 ㊟

常勤監査役 藤田信一郎 ㊟

社外監査役 久留和夫 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案から第7号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。第1号議案から第7号議案までの議案は、いずれも当該移行に関連するものです。これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由について、ご説明申し上げます。

### ○監査等委員会設置会社の特徴

監査等委員会設置会社では、監査役や監査役会に代わり、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が設置されます。

監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任議案の決定やその他業務執行の意思決定に関与します。また監査等委員会は取締役の選解任および報酬について株主総会で意見を述べることができる権限を有するなど、監査等委員・監査等委員会は監査役・監査役会に比べて、監督機能が強化されているといえます。

監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部、または一部を取締役に委任することができます。これにより、経営の意思決定の迅速化を図ることが可能となります。

### ○監査等委員会設置会社への移行の理由

当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値向上を図る観点から、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定に基づく経営を行なうため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、その充実・強化を進めております。

取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することにより、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性を向上させるとともに、取締役会での議決権を有する監査等委員が業務執行の適法性および妥当性の監査を担うことで、取締役会の監督機能の実効性を高めることができるなど、コーポレートガバナンスの一層の強化に資するものと考え、当社は監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、次に掲げる変更を行なうものであります。
  - ・ 監査役および監査役会に関する規定の削除（現行定款第25条から第30条）
  - ・ 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設（変更案第4条、変更案第5章表題、変更案第26条から第28条）
  - ・ 社外監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置としての附則の新設（変更案附則）
  - ・ その他所要の変更（変更案第18条、第19条、第20条、第21条、第25条）
- (2) 業務執行の機動性を向上させるため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第24条）
- (3) 事業ポートフォリオの拡大に伴い、事業目的を整理するものであります。（変更案第3条）
- (4) 現状、相談役および顧問を選定していないことから、相談役および顧問の選定に関する規定を廃止するとともに、役付取締役に係る規定の一部見直しを行なうものであります。（変更案第22条、現行定款第23条）
- (5) 業務執行を行なわない取締役がその役割を十分に発揮できるよう社外取締役に限定していた責任限定契約を取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）に拡大するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。（変更案第23条）
- (6) 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します）

| 現 行 定 款                                                        | 変 更 案                                                       |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                        | 第1章 総 則                                                     |
| 第1条～第2条（条文省略）                                                  | 第1条～第2条（現行どおり）                                              |
| （目 的）                                                          | （目 的）                                                       |
| 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                       | 第3条 当社は、次の事業を営む会社およびこれ                                      |
| 1. 下の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 | に相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。 |
| ① 建築資材の販売                                                      | ① 建設資材の販売                                                   |
| ② 玄関ドア、下駄箱、階段、収納セット、家具、冷暖房機器、厨房機器、浴室機器、衛生機器、空調機器等の住宅設備機器の販売    | ② 住宅設備機器の販売                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>③ 家庭用電気製品の販売<br/>           ④ 医療機器の販売<br/>           ⑤ 電気通信機器の販売および施工</p> <p>⑥ 建築一式工事、大工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、ガラス工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事の請負ならびに企画、設計および監理</p> <p>⑦ 木材の加工、製造販売業</p> <p>⑧ 家庭用金物、家庭用荒物、日用品雑貨の販売ならびに斡旋委託製造</p> <p>⑨ 食料品および飲料水の販売</p> <p>⑩ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理</p> <p>⑪ 建設用仮設材のリースおよびレンタル</p> <p>⑫ 損害保険代理業</p> <p>⑬ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</p> <p>⑭ 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>2. 前項各号の事業、および前項に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(機関の設置)<br/>           第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> | <p>③ 建設工事の請負、企画、設計、施工および監理</p> <p>④ 家庭用の電気製品、金物および日用品の販売</p> <p>⑤ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事</p> <p>⑥ 木材の加工、製造販売</p> <p>⑦ 電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売</p> <p>⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業</p> <p>⑨ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理</p> <p>⑩ 損害保険代理業</p> <p>⑪ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</p> <p>⑫ 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(削除)</p> <p>(機関の設置)<br/>           第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>           (1) 取締役会<br/>           (2) 監査等委員会<br/>           (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 <u>当会社に取締役12名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。<br/> <u>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は12名以内とする。<br/> <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会)<br/>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(顧問)<br/>第23条 取締役会の決議をもって顧問を置くことができる。</p> | <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)<br/>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から取締役社長1名を選定し、<u>必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役の責任限定)<br/> 第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役の責任限定)<br/> 第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>                                                                                                                                               |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>(報酬等)</p>                                                                                                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>                                                                 |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>(招 集)</p>                                                                                                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第26条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>                                                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>(監査等委員会規則)</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第27条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>(常勤監査等委員)</p>                                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                             | <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                      | 変 更 案                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>                                                                                  | <p align="center">(削除)</p>      |
| <p>(員 数)</p>                                                                                                                 | <p>(削除)</p>                     |
| <p><u>第25条 当会社に監査役5名以内を置く。</u></p>                                                                                           | <p>(削除)</p>                     |
| <p>(選 任)</p>                                                                                                                 | <p>(削除)</p>                     |
| <p><u>第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>                                  | <p>(削除)</p>                     |
| <p>(任 期)</p>                                                                                                                 | <p>(削除)</p>                     |
| <p><u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u></p>                                                                |                                 |
| <p><u>終結の時までとする。</u></p>                                                                                                     |                                 |
| <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と</u></p>                                                                |                                 |
| <p><u>同一とする。</u></p>                                                                                                         |                                 |
| <p>(監査役会)</p>                                                                                                                | <p>(削除)</p>                     |
| <p><u>第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会</u></p>                                                                                       |                                 |
| <p><u>日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>                                                                         |                                 |
| <p><u>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>                                                                     |                                 |
| <p>(常勤監査役)</p>                                                                                                               | <p>(削除)</p>                     |
| <p><u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若</u></p>                                                                                       |                                 |
| <p><u>干名を選定する。</u></p>                                                                                                       |                                 |
| <p>(社外監査役の責任限定)</p>                                                                                                          | <p>(削除)</p>                     |
| <p><u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> |                                 |
| <p align="center">第6章 計 算</p>                                                                                                | <p align="center">第6章 計 算</p>   |
| <p><u>第31条～第34条 (条文省略)</u></p>                                                                                               | <p><u>第29条～第32条 (現行どおり)</u></p> |

| 現 行 定 款                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条 第9期定時株主総会終結前の社外監査役</u><br/> <u>(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する</u><br/> <u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契</u><br/> <u>約については、なお同定時株主総会の決議による</u><br/> <u>変更前の定款第30条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 当社における現在の地位および担当   | 候補者属性    |
|-------|--------------------|--------------------|----------|
| 1     | 越智 通広<br>おち ちひろ    | 代表取締役社長社長執行役員      | 再任       |
| 2     | 越智 通信<br>おち みちのぶ   | 取締役執行役員木材・建材部長     | 再任       |
| 3     | 萩尾 一寿<br>はぎ お かずひさ | 取締役執行役員リスクマネジメント部長 | 再任       |
| 4     | 酒匂 利夫<br>さこう としお   | 取締役執行役員人事部長        | 再任       |
| 5     | 土生 清文<br>はぶ きよふみ   | 取締役執行役員経営企画部長      | 再任       |
| 6     | 渡部 日出雄<br>わたべ ひでお  | 取締役執行役員産業資材部長      | 再任       |
| 7     | 奥野 正寛<br>おくの まさひろ  | 取締役                | 再任 社外 独立 |
| 8     | 江藤 洋<br>えとう ひろし    | 取締役                | 再任 社外 独立 |
| 9     | 山本 智子<br>やまもと ともこ  | 取締役                | 再任 社外 独立 |

- (注) 1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より経営指導業務を受託しております。
2. 上記以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 奥野正寛氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年、江藤洋氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年、山本智子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

候補者  
番号

1

お ち みちひろ  
越智 通広

(1957年3月8日生)

再任

所有する当社株式の数：1,371,303株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 (株)福岡銀行入行
- 1987年6月 越智産業(株)入社
- 1989年7月 同社取締役経理部長
- 1991年6月 同社代表取締役社長(現任)
- 2010年10月 当社代表取締役社長
- 2015年12月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況

越智産業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1991年から越智産業(株)の代表取締役、2010年からOCH Iホールディングス(株)の代表取締役として当社グループの経営をリードし、経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

2

お ち みちのぶ  
越智 通信

(1962年8月12日生)

再任

所有する当社株式の数：81,392株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 エッソ石油(株)(現JXTGエネルギー(株))入社
- 1990年4月 越智産業(株)入社
- 2006年6月 同社取締役営業統括グループ副グループ長
- 2007年4月 同社取締役営業統括グループ長
- 2009年4月 同社取締役経営企画室、内部監査室担当
- 2009年9月 同社取締役関係会社統括グループ、経営企画室、内部監査室担当
- 2010年10月 同社取締役総務グループ担当
- 2010年10月 当社取締役経営企画部長
- 2013年6月 越智産業(株)取締役業務グループ担当
- 2014年3月 同社取締役経営企画グループ長
- 2014年4月 同社取締役常務執行役員グループ会社統括(現任)当社取締役建材事業部長
- 2015年12月 当社取締役執行役員建材事業部長
- 2018年4月 当社取締役執行役員木材・建材部長(現任)

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、2014年から当社グループの中核事業である建材事業を担当しております。成長分野、成長地域における営業基盤の強化をはじめとする経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

3 はぎ お  
萩尾

かず ひさ  
一寿

(1950年3月10日生)

再任

所有する当社株式の数：21,870株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1970年1月 越智産業(株)入社
- 2009年6月 同社取締役営業管理グループ長兼営業開発グループ長
- 2010年10月 同社取締役営業推進グループ長兼営業開発グループ長
- 2010年10月 当社取締役建材・住設事業統括部長兼木材加工事業統括部長
- 2011年7月 越智産業(株)取締役営業推進グループ長
- 2011年12月 当社取締役建材・住設事業統括部長
- 2013年4月 越智産業(株)取締役営業管理グループ長
- 2013年5月 当社取締役建材事業部長
- 2014年4月 当社取締役リスクマネジメント部長
- 2015年12月 当社取締役執行役員リスクマネジメント部長(現任)
- 2016年4月 越智産業(株)取締役リスク管理グループ長(現任)

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、2014年からリスクマネジメント、コンプライアンスを担当しております。その経験と見識に基づきグループ全体のリスク管理を統括しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

4 さ こう  
酒匂

とし お  
利夫

(1957年9月25日生)

再任

所有する当社株式の数：4,490株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
- 2007年7月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 業務監査部参事役
- 2009年2月 越智産業(株)入社
- 2009年7月 同社執行役員人事・総務グループ長
- 2010年10月 同社執行役員人事グループ長
- 2010年10月 当社取締役人事部長
- 2013年6月 越智産業(株)取締役人事グループ長(現任)
- 2014年4月 当社取締役人事・総務部長
- 2015年6月 当社取締役人事部長
- 2015年12月 当社取締役執行役員人事・総務部長
- 2018年8月 当社取締役執行役員人事部長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、人事・総務部門を担当し、人事諸制度の設計と労務管理の充実、人材開発を推進しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。なお、金融機関における海外勤務経験を有しております。

候補者  
番号

5

はぶ  
土生

きよふみ  
清文

(1958年2月16日生)

再任

所有する当社株式の数： 600株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 ㈱福岡銀行入行
- 2008年6月 同行監査部長
- 2010年4月 同行リスク管理部長
- 2011年4月 同行常勤監査役
- 2015年6月 当社取締役経営企画部長
- 2015年12月 当社取締役執行役員経営企画部長（現任）
- 2016年6月 越智産業㈱監査役（現任、2019年6月13日退任、同日当社取締役就任予定）

#### 取締役候補者とした理由

金融機関において国内営業、海外勤務を含む市場・国際業務、および監査・リスク管理業務を経験しております。当社入社後は経営企画部長としてグループのガバナンス強化、中期経営計画の策定と推進、IR活動の統括などに携っており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

6

わたべ  
渡部

ひでお  
日出雄

(1952年8月4日生)

再任

所有する当社株式の数： 100株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年4月 住友林業㈱入社
- 2011年6月 当社取締役常務執行役員不動産事業本部長
- 2013年4月 住友林業レジデンシャル㈱代表取締役社長
- 2015年4月 同社会長
- 2016年4月 住友林業㈱顧問
- 2016年9月 当社入社 顧問
- 2016年10月 当社執行役員産業資材部長
- 2017年6月 当社取締役執行役員産業資材部長兼生活事業部長
- 2018年4月 当社取締役執行役員産業資材部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

太平商工㈱代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

ハウスメーカーで海外勤務を含む国内外の住宅関連の事業に携わり、また不動産事業の取締役、賃貸不動産管理会社の代表取締役を歴任するなど事業経営の経験を有しております。当社入社後は新規事業である産業資材部門を担当しており、当社の持続的な企業価値向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

7

おくの  
奥野

まさひろ  
正寛

(1948年4月23日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数：0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1971年4月 大建工業(株)入社
- 2008年4月 同社取締役兼常務執行役員海外営業統括部長
- 2008年10月 同社常務執行役員中国総代表兼海外営業統括部長
- 2009年4月 同社顧問中国総代表
- 2012年6月 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

建材メーカーの取締役を務めるなど、住宅関連業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、各取締役の業務の執行に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。

候補者  
番号

8

えとう  
江藤

ひろし  
洋

(1949年10月5日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数：0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株)(現コカ・コーラボトラーズジャパン(株))入社
- 1991年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
- 2007年6月 トーマツコンサルティング(福岡)(株)代表取締役社長
- 2009年10月 トーマツコンサルティング(株)西日本代表取締役社長
- 2010年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)専務執行役員西日本オフィス統括パートナー
- 2012年2月 江藤中小企業診断士事務所開設(現任)
- 2014年6月 当社社外監査役
- 2016年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

江藤中小企業診断士事務所所長

社外取締役候補者とした理由

監査、企業コンサルティングの分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営全般にわたり、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。

候補者  
番号

9

やまもと  
山本

ともこ  
智子

(1954年1月1日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数：0株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 弁護士登録 坂口法律事務所入所
- 1984年1月 坂口・山本法律事務所開設
- 1995年4月 山本法律事務所（現山本&パートナーズ法律事務所）開設（現任）
- 2016年6月 (株)九州リースサービス社外監査役（現任）
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

山本&パートナーズ法律事務所共同代表

#### 社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務、M&Aに精通しており、各取締役の業務の執行に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。

なお、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                    | 当社における現在の地位および担当 | 候補者属性    |
|-------|---------------------------------------|------------------|----------|
| 1     | まつもと<br><b>松本</b> えいじ<br><b>英治</b>    | 監査役              | 新任 社外 独立 |
| 2     | ふじた<br><b>藤田</b> しんいちろう<br><b>信一郎</b> | 監査役              | 新任       |
| 3     | ひさどめ<br><b>久留</b> かずお<br><b>和夫</b>    | 監査役              | 新任 社外 独立 |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本英治氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年、久留和夫氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 松本英治および久留和夫の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は松本英治および久留和夫の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は藤田信一郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は松本英治および久留和夫の両氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

候補者  
番号

1

まつもと  
松本

えいじ  
英治

(1958年6月12日生)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数：0株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 (株)福岡銀行入行  
2010年4月 同行監査部長  
2012年4月 同行融資統括部長  
2013年6月 ふくおか債権回収(株)代表取締役社長  
2018年4月 同社顧問  
2018年6月 当社社外監査役（現任）  
2019年6月13日越智産業(株)監査役就任予定

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

金融機関における融資、監査業務および債権回収会社の代表取締役としての経験から、金融および会社経営に関する幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者  
番号

2

ふじた  
藤田

しんいちろう  
信一郎

(1964年12月24日生)

新任

所有する当社株式の数：2,450株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 (株)住宅ローンサービス入社  
1995年4月 越智産業(株)入社  
2010年10月 当社総務部総務課長兼リスクマネジメント部法務課長  
2012年4月 越智産業(株)執行役員総務グループ長  
2012年9月 当社総務部総務・法務課長  
2014年4月 当社人事・総務部総務・法務課長  
2015年6月 当社総務部総務・法務課長  
2015年12月 当社人事・総務部総務・法務課長  
2018年6月 越智産業(株)監査役（現任）、当社監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

入社以来、リスク管理、総務、法務、監査部門に携わり、社内の各業務にも精通しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者  
番号

3 ひさどめ  
久留

かずお  
和夫

(1950年3月6日生)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数：0株



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所
- 1981年8月 公認会計士登録
- 1991年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
- 2014年7月 久留公認会計士事務所開設（現任）
- 2016年6月 当社社外監査役（現任）
- 2018年6月 日本タングステン(株)社外取締役 監査等委員（現任）

#### 重要な兼職の状況

久留公認会計士事務所所長

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたり監査業務に従事し、財務および会計における高度な専門性を有しており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断いたします。

なお、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

しば た よしとも  
柴田 良智

(1956年11月3日生)

社外 独立

所有する当社株式の数：0株



#### 略歴および重要な兼職の状況

- 1982年10月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）東京中央事務所入所
- 1986年7月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所
- 1986年9月 公認会計士登録
- 1995年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
- 2016年10月 柴田公認会計士事務所開設（現任）

#### 重要な兼職の状況

柴田公認会計士事務所所長

#### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として、財務および会計における高度な専門的知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

- 注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者柴田良智氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 柴田良智氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 柴田良智氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
  - 柴田良智氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第1期定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定することとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、これまでどおり年額150百万円以内（うち社外取締役分は150百万円以内）とすることについてご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役3名）となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、2011年6月29日開催の第1期定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の監査役の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに監査等委員である取締役の報酬額を設定することとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50百万円以内とすることについてご承認をお願いするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および内容を相当とする理由

当社は、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は第6期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議に基づく定款の一部変更の効力を条件として生じるものとします。

### 2. 本制度における報酬等の額および参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下断りが無い限り、同じとします。）および執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

#### (2) 本制度の対象者

当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員。

#### (3) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役（社外取締役を除く。）および執行役員への当社株式等の給付を行なうための株式の取得資金として、120百万円（うち取締役（社外取締役を除く。）分として90百万円、執行役員分として30百万円）を上限として定め、合計119,953,600円を本信託に拠

出しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。当初の対象期間につきましては、本制度に基づく新たな拠出および本信託による当社株式の取得は行ないません。なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として120百万円（うち取締役分として90百万円、執行役員分として30百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行なう場合において、当該追加拠出を行なおうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とします。

#### (4) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初の対象期間につきましては、本信託が既に当社株式116,800株を取得しており、本信託による当社株式の追加の取得は行ないません。

#### (5) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法

当社は、信託期間中の毎年3月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、役員、業績達成度等により定まる数のポイントを付与します。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて換算比率または付与済みのポイントについて合理的な調整を行ないます。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時まで当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (6) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行なうことにより、上記（5）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当社株式の一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行なうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 グランド ハイアット 福岡  
3階 ザ・グランド・ボールルーム  
福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
電話番号 092-282-1234



- 福岡空港.....車で約15分
- 西鉄福岡(天神) 駅...徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅.....徒歩約10分
- JR博多駅.....徒歩約10分

